

騒音・振動に係る規制基準

区域区分	第1種、第2種、第3種区域 及び第4種区域の一部	第4種区域 (一部を除く)	基準の適用外
基準値	敷地境界線において 騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル		
作業禁止時間	19:00 ~ 翌日 7:00	22:00 ~ 翌日 6:00	①②③④
作業時間	10 時間以内/日	14 時間以内/日	①②
作業期間	連続 6 日間を超えないこと		①②
作業禁止日	日曜日、その他休日		①②③④⑤

1 区域区分

- 第1種区域・・・・・・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域の区域
- 第2種区域・・・・・・第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域
- 第3種区域・・・・・・近隣商業地域、商業地域、及び準工業地域（ただし、大阪国際空港の敷地を
除く）の区域
- 第4種区域の一部・・・・工業地域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する
診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
- 第4種区域・・・・・・工業地域のうち上記区域以外の区域

2 規制基準の適用除外

- ① 災害その他、非常の事態の発生により緊急の必要がある場合
- ② 人の生命または身体の危険防止のための必要がある場合
- ③ 鉄道、または軌道の正常な運行の確保のための必要がある場合
- ④ 道路法による占用許可及び協議、並びに道路交通法による使用許可及び協議に条件が付された
場合
- ⑤ 変電所の変更工事で、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ建設作業従事者の
生命または身体の安全が確保できないための必要がある場合

3 改善勧告（命令）

建設作業に伴って発生する騒音・振動が規制基準を超えることにより、周辺住民の生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、騒音・振動の防止の方法や作業時間の短縮等について、改善勧告または改善命令することがあります。